

諮問庁：林野庁長官

諮問日：平成28年1月28日（平成28年（行情）諮問第58号）

答申日：平成29年3月21日（平成28年度（行情）答申第800号）

事件名：特定記事に記載の森林の林班図等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定については、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年8月27日付け特定記号第117号により特定森林管理局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、本件対象文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね次のとおりである（意見書に添付されている資料は省略する。）。

（1）審査請求書

ア ①特定年月日 a 特定新聞の記事からは、場所が特定できないとして不開示とした、別紙に掲げる文書1ないし文書5（以下、それぞれ「文書1」ないし「文書5」という。）、②販売目的であり、行政文書ではないとして不開示とした別紙に掲げる文書6（以下「文書6」という。）及び③保有する文書からは確認できなかったことから不開示とした別紙に掲げる文書7（以下「文書7」という。）の開示を求めます。

イ 特定年月日 a の特定新聞には、特定営林署長と特定営林局長が、告訴されたと報道されています。

この係争地については、他人の侵入を防ぐために、柵等を設置しているだけでなく、林野庁として国有地であることを確認するための訴訟も行っております。

開示を求めた文書1ないし文書5は、平成27年7月15日付け27林国業第33号で開示された訴訟記録によれば、現在も訴訟で争われている土地に関する記事であり、その場所を特定できないとい

うことはあり得ないことです。

訴訟は、現在も継続しているだけでなく、この土地は、特定森林管理署（特定区域）国有林野施業実施計画図にも争いのある土地として記載されています。

文書6は市販されているとしても、特定森林管理局の「行政機関の職員が職務上取得した文書」であり、購入代金は税金であることから、開示対象文書とすべきものであります。

先に記載したとおり、この土地については現在も係争中であり、文書7は、関係書類の中でも特に報道関係の書類として、厳重に保管されていなければならない文書であると考えられます。

以上のように、これらの文書を特定すること、及び保有していることは明らかであると思われまますので、隠すことなく、全ての文書の開示を求めます。

（2）意見書

ア 特定新聞の報道に関して

諮問庁は、特定新聞に大きく掲載されたにも係わらず、「記事からは林班が特定できない」とするが、特定営林署員が森林窃盗容疑で逮捕した現場が特定できないということは考えられません。

逮捕は、特別司法警察職員としての指定を受けた職員が行うものであり、基本は司法警察と同様に厳格なものであり、逮捕後は送検されることから、一連の書類が、証拠書類として残されていないということはあり得ません。

それとも、同じ時期に、場所が特定できないほど、逮捕事件が多数あったということなのでしょうか。

さらに、逮捕された者の、「逮捕場所は、特定地番の民有地である」との主張に対し、諮問庁は、「その場所は国有林である」とし、その所有権の確認を求める訴訟を行っていることを考えると、この林班が特定できないということは、言い訳としか考えられません。

この林班は、諮問庁が提起した所有権確認訴訟において提出した、甲第2号証の記載及び林班の形状から判断すると、特定林班であることは明白です。

森林管理事務の素人である当方が、関係書類を検討しただけでも、簡単に割り出せる特定林班での事件を、敢えて隠蔽しようとする非開示決定は、情報公開の趣旨を大きく損なうものであり、到底認められるものではありません。

さらに、この特定林班が、諮問庁の主張のように、国有地であるとするならば、当然のこととして、国有財産管理簿による管理等が行われていなければなりません。

当方の主張は、諮問庁が、逮捕者を出しても管理を行う明白な権限があるのならば、それをしっかりと開示して欲しいというものであります。

この記事に関する一連の文書等を、隠蔽することなく、全て開示することを強く求めます。

イ 職員名簿に関して

不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものとは、「一般に容易に入手又は利用が可能なものは、開示請求権制度の対象とする必要がなく、対象とした場合には、図書館代わりの利用等制度の趣旨に合致しない利用が見込まれ、行政機関の事務負担の面からも問題がある。」ことから、対象外とされています。

しかし、特定年の職員名簿は、現在では入手することは事実上不可能であり、不特定多数の者に販売することを目的として発行された当時とは、文書の持つ意味が大きく変化しています。

さらに、「行政文書」とは、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書」との定義から考えると、組織として税金で購入し、署として保管しているものは、当然のこととして開示の対象とすべきであると考えます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 処分庁が原処分において不開示とした理由

(1) 開示請求があった行政文書の名称等

開示請求があった行政文書の名称等は、「「特定年月日 a 特定新聞」により報道された事件（以下「本件新聞記事」という。）に関する、別記の文書」であり、本件対象文書の具体的な名称として、審査請求人が提出した行政文書開示請求書の別添には、文書1ないし文書7の行政文書の名称が記載されていた。

(2) 処分庁が原処分において不開示とした理由

文書1ないし文書5については、本件新聞記事の内容からは事件があったとされる場所等が特定できないことから不開示としたものである。

文書6については、職員名簿が不特定多数の者への販売を目的として発行されたものであり、行政文書ではないことから対象外としたものである。

文書7については、保有する行政文書からは確認できなかったことから不開示としたものである。

2 営林局及び営林署等について

(1) 営林局及び営林署について

林野庁には地方支分部局として、現在では、森林管理局が置かれ（農林水産省設置法（平成11年法律第98号）26条）、森林管理局の所

掌事務の一部を分掌させるため森林管理署が置かれている（農林水産省設置法28条）が、過去には営林局及び営林署が置かれていた。

(2) 境界査定簿及び境界査定通告書について

明治時代に官有地と民有地が区分され、官有地である国有林と隣接民有地との境界を確定する際に、旧国有林野測量規程（明治33年農商務省訓令第33号）9条に基づき境界査定簿を作成することとされ、境界査定簿には境界点間の方位及び距離等が記載された。

また、境界を確定する際に、隣接民有地の所有者に対し、旧国有林野法（明治32年法律第85号）4条に基づき立会いを求める通告をすることとなっていた。この通告をした文書が境界査定通告書である。

(3) 林班について

林野庁（各森林管理局署）では国有林を管理するため、国有林を林班（森林区分の単位で数字が用いられる。）によって区画区分し、国有林の図面には国有林を区切った林班の番号が記入されている。

一般的に住所が住居表示や地番により特定されるように、国有林では現地を林班と、林班を更に区分した小班により特定できるようになっている。

3 処分庁による原処分が妥当であるとする理由

(1) 文書1については、特定年月日b及び特定年月日cになされた違法伐採という本件新聞記事の内容からでは、どこの林班が違法伐採されたのかが分からず、林班図等の特定ができないことから、不開示とした原処分を維持することが適当である。

(2) 文書2については、処分庁では境界査定簿等を保有しているものの、保有している境界査定簿が、特定年月に提起されたという訴訟において国有林であるとの証拠として提出した境界査定簿と同じものであるのかどうかを特定できないことから、不開示とした原処分を維持することが適当である。

(3) 文書3及び文書4については、特定営林局職員が明言したという「問題の土地」及び「同じ山林」がどこの林班であるのか特定できないことから、不開示とした原処分を維持することが適当である。

(4) 文書5については、上記(1)から(3)のとおりどこの林班であるのか等の特定ができないことから、上記(1)から(3)に関連する行政文書の特定もできず、不開示とした原処分を維持することが適当である。

(5) 文書6については、処分庁が特定した職員名簿は、行政文書ではないことから、行政文書の開示対象外とした原処分を維持することが適当である。

(6) 文書7については、処分庁において、特定新聞に対し事実誤認を指摘

した行政文書又は抗議した行政文書を確認することができないことから、不開示とした原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年1月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月1日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 平成29年3月2日 審議
- ⑤ 同月16日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、文書1ないし文書7であり、処分庁は、文書1ないし文書5について、これを特定できないとし、文書6について、行政文書に該当しないとし、文書7について、これを保有していないとして、いずれも不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の開示を求めるが、諮問庁は、原処分を維持することが適当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

- (1) 本件開示請求は、本件新聞記事に係る書面を添付した上で、本件新聞記事により報道されたとする事件に関する文書である本件対象文書の開示を求めるものであり、当審査会において当該書面の内容を確認したところ、これは、特定年月日cに森林窃盗容疑で特定営林署員に逮捕された特定個人Bが、特定個人Aとともに、当該容疑に係る国有林の境界査定簿が偽造された疑いがあるため上記逮捕は不法であるとして、特定営林局長及び特定営林署長を公務員職権濫用罪等の疑いで告訴したという事件が報道されたとの内容のものであることが認められる。

そうすると、本件対象文書の存否を明らかにすることは、特定個人Bが森林窃盗容疑で逮捕された旨の報道がされた事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

- (2) 本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するものと認められる。

そして、原処分の時点（平成27年8月27日）では、特定新聞に本件新聞記事が掲載されたと審査請求人が主張する特定年月日aから30年以上が経過していることを踏まえれば、本件存否情報は、法5条1号ただし書イの法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にする

ことが予定されている情報とは認められず、同号ただし書口及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。

したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により本件開示請求を拒否し、不開示とすべきであったものと認められる。

(3) 処分庁は、本来は、本件対象文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであるところ、本件対象文書を特定できない等の理由により不開示とする原処分を行っているため、改めて原処分を取り消して不開示とする意味はないことから、原処分において本件対象文書を不開示としたことは、結論において妥当であると認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、文書1ないし文書5につき特定できないとし、文書6につき法2条2項に規定する行政文書に該当しないとし、文書7につき保有していないとして不開示とした決定については、本件対象文書の存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったと認められるので、結論において妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子

別紙（本件対象文書）

「特定年月日 a 特定新聞」により報道された事件に関する、以下の文書

- 文書 1 特定営林署職員が「国有林」だとして森林窃盗と断定した森林の、林班図、土地の登記状況を示す文書及び国有林としての管理状況を明らかにできる文書
- 文書 2 特定年月に、特定町名特定個人 A が特定地番所在の山林の土地所有権の確認を求めた訴訟に対し、国有林であるとの証拠として提出した、同地区の国有林境界査定簿（国有林境界査定通告書）
- 文書 3 記事に依れば、特定営林局特定係長が「問題の山林は国有林に間違いはない」と明言しています。この記事の、「問題の土地」の所在地及び林班番号、国有林としての管理簿及び登記状況が記載された文書
- 文書 4 また、特定係長は「以前に同じ山林の所有権を主張する人が最高裁まで争ったが特定月日、国有林との判決が出ている。」と発言しています。この最高裁の判決に関する一連の文書
- 文書 5 文書 1 から文書 4 に関連する全ての文書
- 文書 6 特定年の特定係長が記載されている、特定営林局全体の職員名簿
- 文書 7 仮に、この記事に事実誤認があったとしたならば、それを特定新聞に指摘した文書又はその点に関し抗議した文書